

# 小田原市危険物施設の審査基準

小田原市消防本部予防課

# 目 次

- 第 1 仮使用の承認
- 第 2 仮貯蔵又は仮取扱いの承認
- 第 3 製造所
- 第 4 一般取扱所
- 第 5 屋内貯蔵所
- 第 6 屋外タンク貯蔵所
- 第 7 屋内タンク貯蔵所
- 第 8 地下タンク貯蔵所
- 第 9 簡易タンク貯蔵所
- 第 10 移動タンク貯蔵所
- 第 11 屋外貯蔵所
- 第 12 給油取扱所
- 第 13 販売取扱所
- 第 14 ≪未制定≫
- 第 15 認定保安距離
- 第 16 電氣的腐食のおそれのある場所
- 第 17 換気設備等
- 第 18 電気設備
- 第 19 消火設備
  - 第 19-1 消火設備の技術基準
  - 第 19-2 消火設備に関する運用指針
- 第 20 警報設備
- 第 21 給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用指針
- 第 22 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い
- 第 23 予防規程
- 第 24 完成検査前検査
- 第 25 完成検査
- 第 26 保安検査
- 第 27 完成検査済証の再交付
- 第 28 保安検査の時期変更
- 第 29 漏れの点検期間延長
- 第 30 設置又は変更許可申請書の添付書類及び編纂順序
- 第 31 少量危険物・指定可燃物

## <用語例>

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 施行令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 施行規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 危告示とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省令告示第99条）をいう。
- (7) 一般則とは、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (9) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (10) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (11) J I Sとは、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）をいう。
- (12) 条例とは、小田原市火災予防条例（昭和37年条例第29号）をいう。

※本文中の「・・・指導する。」は、行政指導の事項である。